

令和6年度第1回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期 日 令和6年4月9日（火） 午後2時30分開会

2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室

3 出席委員（15名）

1 番	梅 澤 孝 雄	2 番	眞 野 文 雄
3 番	足 立 正 道	4 番	石 渡 文 久
5 番	牛 玖 良 一	6 番	鈴 木 孝 徳
7 番	林 重 孝	8 番	山 崎 宏
9 番	立 田 正 人	10 番	藤 崎 光 弘
11 番	太田原 修	12 番	江 川 昌 子
13 番	三 門 増 雄	14 番	兼 坂 仁
15 番	石 田 和 久（議長）		

4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和6年度最適化活動の目標設定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 康秀

主 査 大塚 孝

◎開 会

(午後 2 時 3 0 分開議)

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、只今より、令和 6 年度第 1 回農業委員会総会を開催させていただきます。なお、マスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

今回の総会の開催は、令和 6 年 5 月 9 日（木）、会場は佐倉市役所 1 号館 6 階、農業委員会会議室におきまして午後 2 時 3 0 分から開催します。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は 1 5 名で、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により過半数以上に達しております。

よって、令和 6 年度第 1 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2、会議録署名人の選任について議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議はないものと認めます。それでは、議長から指名いたします。

議席番号２番 眞野 文雄委員、議席番号３番 足立 正道委員を会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長

日程第３、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号 令和６年度第１次農用地利用集積計画の決定について

議案第４号 令和６年度最適化活動の目標等設定について

以上、４議案でございます。

本総会につきましては、事前に議案をお配りし、事案について審査をお願いしております。

それでは、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請でございます。

事務局の説明をお願いします。

◎議案第１号の説明

○事務局長

議案について、説明いたします。

総会議案の１ページから２ページをご覧ください。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可について、売買に伴う所有権の移転が６件１４筆、解除条件付賃借権の設定が１件１筆の審議を求めるものであります。

詳細につきましては、議案書、許可要件調書等をご参照ください。

以上でございます。

○議長

只今、事務局より説明がありました議案第１号第１項について、調査報告を牛玖委員よりお願いします。

○牛玖委員。

議席番号５番、牛玖です。

議案第１号第１項の調査報告をいたします。

●●に住む権利者の●●●●●さんは、農業経営の規模拡大を行うため、耕作地の近くの水田を所有する義務者、●●に住む●●●●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の水田●筆、●●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2号につきまして、調査報告を牛玖委員よりお願いいたします。

○牛玖委員。

議席番号5番、牛玖です。

議案第1号第2項の調査報告をいたします。

●●に住む権利者の●●●●●さんは、農業経営の規模拡大を行うため、耕作地の近くの水田を所有する義務者、●●に住む●●●●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の水田●筆、●●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等がございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第2項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第3項につきまして、調査報告を三門委員よりお願いします。

○三門委員

議席番号13番、三門です。

議案第1号第3項の調査報告をいたします。

権利者である●●に住む●●●●さんは、農業経営の規模拡大と効率化を図るため、隣接地に農地を所有している●●に住む義務者、●●●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の畑●筆、●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。 それでは審議を行います。

何かご質問等がありましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第3項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第4項について、調査報告を三門委員よりお願いします。

○三門委員

議席番号13番、三門です。

議案第1号第4項の調査報告を行います。

●●に住む権利者の●●●●さんは農業経営の規模拡大を行うため、同じ地域に住む義務者、●●●●さんに相談したところ話がまとまり、●●の水田●筆、●●●㎡、畑●筆、●●●㎡を購入することとなりました。特に問題は無いものと思われます。ご審議の程お願いいたします。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がありましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第4項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第5項、第6項につきましては、関連がございますので、一括して審議をいたします。

また、三門委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

———（三門委員退席）———

○議長

調査報告を鈴木委員よりお願いします。

○鈴木委員

席番号6番、鈴木です。

議案第1号第4項第5項、6項の調査報告をいたします。

権利者である青菅に住む三門増雄さんは農業経営の規模拡大と効率化を図るため、隣接に水田を所有している義務者、●●に住む●●●●さんと●●●さんに相談したところ話しがまとまり、●●の水田●筆、●●●㎡を購入することとなりました。特に問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは審議を行います。

何かご質問等ございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第5項、第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたし

ます。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項、第6号は許可と決しました。

三門委員を入場させてください。

———（三門委員退席）———

○議長

続きまして、議案第1号第7項の説明を事務局よりお願いいたします。

○事務局長

議案第1号第7号についてご説明をいたします。

本案件は、農地法3条に基づく賃借権を設定するものです。

申請者、株式会社●●●●●●●●●●は佐倉市●●●●において、●●●●●●●●●●を経営するなど、●●●●●●●●●●関連事業を展開しております。

施設では、●●●●が農業分野での活動を通じて、生きがいを持って社会に参画していこうとする取り組み、いわゆる農福連携を新規に取り組むため、解除条件を伴う賃借権を設定するものです。

義務者は●●●●●●●●●●の従業員の親族で、●●●●に住む●●●●●●●●さんが所有する畑●●筆、●●●●●●㎡を農地法第3条第3項の規定により、3年間の賃借権を設定するものです。必要条件となっている解除条件付きの土地賃貸借契約書の写し、地域への活動参加確約書、農作業従事者の選定書が提出されております。

また、賃貸借期間中は農地の耕作状況報告書を提出することになっております。

以上でございます。

○議長

只今、事務局より説明がありました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入场させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方はご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

それでは、申請人。

○申請人

はじめまして。

私は、●●●● ●●●●●●●●●●の●●と申します。よろしくお願いいたします。

事業といたしましては、少しずつ限りがありますが、千葉県佐倉市の●●地区の●●というところで、●●●●の●●●●●●●●を●●年●●月に開設させていただきました。

●●●●の●●●●●●●●を行っておまして、お弁当の販売、外食産業、公園の清掃管理など様々なお仕事をさせていただいている中で、●●●●の方等から畑作業をやっていきいたいといった要望がありましたので社内検討した結果、畑を活用して農作物で利用者さんの食事を作り、お弁当の販売にも活用していこうということです。また、利用者さんのケアであったり、農作業体験の一環として、畑をお借りして活用させていただこうと思っているところでございます。

○議長

只今、申請人により説明がございましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

○藤崎委員

議席番号10番、藤崎です。

収穫したものは園内で消費するのですか。

○申請人

事業所内での消費が中心になりますが、●●●●事業により●●を持っている方と一緒にお仕事をして、その対価の部分でお給料の支払いが発生しますので、多少なり弁当販売等で使用します。

販売した利益は会社に入れずに利用者さんの労賃、給与にすべて充てるという制度上のルールがありまして、そういった活用の仕方が中心となっています。

○議長

他に何かございますか。

無いようですので、申請人は退席をお願いします。ご苦労さまでございました。

———（申請者退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号第7号について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号第7号は許可と決しました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長。

議案第2号につきまして、ご説明をいたします。

総会議案の3ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請1件について、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項につきましてご説明いたします。

申請者は、佐倉市●●の●●●●●●●●●●で土木建築工事を営んでおります。

申請理由は、自社が所有する佐倉市●●●●地先の資材置場が手狭となったため、義務者、佐倉市●●に住む●●●●さんが所有する●●の畑●筆、●●●●㎡を新たに資材置場として整備するため、転用を伴う所有権移転を行うものです。

土地利用計画では、碎石置き場と基礎枠などの土木建築用資材置き場として整備し、隣接地の境界には、高さ2mの安全鋼板を設置し、土砂等の流出を防止します。

地表面は碎石を敷き均し、雨水は自然浸透となっております。

申請地は主要地方道、●●●●●●線●●地先、●●交差点から約●●●m、

●●●●方面に向かった県道沿いの農地です。周辺には多数の資材置き場などが見られる畑地帯で市街化調整区域内の10ha規模の集団性がない農地であり、第2種農地と思われます。

許可要件につきましては、議案第2号第1項の許可要件調査表及び位置図の通りであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

○議長

只今、事務局より説明がございました。

申請人を呼んであります。

それでは、申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長

申請人の方はご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

それでは申請人、お願いします。

○申請人

●●●●● ●●●● ●●●● ●●●●です。よろしくお願いします。

現在使用している建設関係の資材置場が手狭となったため、新たな資材置場として使用したいと思っています。

場所は佐倉市●●●●● ●●●●●番地、面積は●●●●㎡です。地域の総会に私が出席し、事業説明をして了解を頂いております。

なお、県道との出入があるので、見通しが悪くなっては困るので見通しが良いようにして欲しいとの意見がありました。

よろしくお願いします。

○議長

只今、申請により説明がございましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

○眞野委員

議席番号2番、眞野です。

地域の方に説明されて了承を得たということでしたが、私が地域の方に聞いたところ、納得までしている感じではなかったけれども、概ねってだと伺っています。それで、地図を見ると県道から1 m、セットバックして単管パイプや鋼板でやるということで宜しいのですか。

○申請人

1 mとは限定していません。私の方では、少しバックするということで、30 cm位とっております。それで一応話したつもりでございます。通学路なので30 cm位でも通れるのではないかと思います話をしました。

○眞野委員

鋼板で2 mだと見づらい部分もあると思うので、例えばネットを設置するとか、安全鋼板の高さを1.5 mとか1 mとか、そういうのはできないでしょうか。

○申請人

おっしゃる通りでございます。

それも一応指摘されましたので、鋼板を短くすることよりも、ネットの方がよろしいということなので、現場を整備する時に見やすくなるよう指導していただければその通りやります。

○眞野委員

先ほども言いましたが、ここは通学路であります。市道の方から出入りするということ
でよろしくお願いします。

○議長

他に何かございますか。

○立田委員。

議席 9 番、立田でございます。

今の件の関連ですが、県道をみると今回のエリアの歩道部分は少し歩く場所がなく、道
幅が細くなっていて、柵を設置する部分が図面ではわからないのですが。歩行エリアの確
保というのは、幅員的に確保できるのかどうか。

○申請人

確保ということですが、歩けるよう作りたい。もし不都合があれば修正したい。
通学路なので子供たちが最低限歩けるようするので、指導していただきたい。

○立田委員

具体的にガードレールがあって、歩道らしいものがあったり、その中で向こうの歩道の
延長線ぐらいの幅がとれるということで宜しいか。

○申請者

私どもは境界から一応 3 0 c m ということで、総会で説明して了解いただいております。

○立田委員

県道、市道も現在のところ 3 0 c m バックで宜しいのですか。

○申請人

県道は通学路なので協議しましたが、市道の方は協議していません。

○立田委員

佐倉市道の方も見通しが非常に悪くなりますので安全性は確保していただきたい。
申請書の文化財調査、文化課との協議状況はどうなっていますか。

○申請人

文化課と協議済で、土はいじらずに資材を置く。文化財には影響のあるところはいじらない。

○立田委員

敷地内にある●●●施設、この扱いはどうするのですか。

○申請人

除外します。

○議長

他に何かございますか。

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

ご苦労さまでございます。

———（申請者退席）———

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号第1項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号 令和6年度第1次農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます

○事務局長。

議案第3号につきまして、説明をさせていただきます。

総会議案の4ページをお願いします。

令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出がありましたので、審議を求めるものでございます。利用権の種類といたしまして、使用貸借権の設定は2件3筆2,704㎡、賃貸借権の設定は22件46筆49,719㎡、合計24件49筆52,423㎡でございます。いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしているものと考えます。詳細につきましては、総会議案５ページから９ページをご参照の程お願いいたします。

以上でございます。

○議長

議案第３号について説明がございました。

何かご質問等がございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第３号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第３号は承認と決しました。

続きまして、令和６年度最適化活動の目標について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長

議案第４号につきまして、ご説明いたします。

総会議案１０ページから１３ページをご覧ください。

議案第４号 令和６年度最適化活動の目標を設定するものです。

農業委員会等に関する法律第３７条の規定に基づくもので、この規定では、「農業委員会は、最適化活動成果及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する最適化活動の具体的な状況について最適化活動の目標に照らして点検・評価を行ったうえで公表することが重要である」と記載されていることから、別紙の通り目標を設定するものです。

別紙様式１の令和６年度最適化活動の目標の設定について、項目ごとに説明をいたします。

様式内の括弧書き、網掛けについては、令和５年度に報告した数値となっています。

初めに、１、農業委員会の状況、令和６年４月１日現在、１．農業委員会の現在の体制ですが、令和５年７月２０日の農業委員の任命時のデータによるものです。

２．農家・農地等の概要の経営体数、農業者数、耕地面積は農林業センサス、耕地及び作付面積統計から引用しています。認定農業者数などの経営体数は、農政課からの情報提供によるものです。

2、最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標、（1）農地の集積①現状及び課題ですが、耕地面積は農林業センサス、耕地及び作付面積統計から引用しています。集積面積は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで利用集積計画を集計したもので、約56haの増加が見られます。課題は、令和5年度と同じです。②目標については、新規集積面積10haとしております。利用集積につきましては、年によってばらつきがあるため、控えめな数値としております。

（2）遊休農地の解消、①現状及び課題ですが、毎年、農業委員の皆様と農地利用最適化推進委員に実施していただいている遊休農地調査結果を集計したものです。令和5年度の結果は約180.1ha、昨年度より55ha増加しております。180.1haの内、緑区分の草刈などによって耕作可能となる農地は約20.5ha、黄色区分の基盤整備などによって、再生可能な農地は約159.6haとなっています。

②目標、ア既存遊休農地の解消。a 緑区分の遊休農地の解消目標面積は約4haです。

b 黄色区分の遊休農地の解消はございません。イ新規発生遊休農地の解消は約4.6haです。新規参入の促進、①現状及び課題、②目標については、ご覧の通りです。続いて13ページをお願いいたします。

2、最適化活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、毎月提出していただいている活動記録ノートを集計した活動日を基に記載しております。

（2）活動強化月間の設定目標については、記載のとおりです。（3）新規参入相談会への参加目標は、令和5年11月23日勤労感謝の日に開催された、令和5年度農林水産就業相談会に農業委員会事務局職員、農政課職員が1名ずつ参加しました。県内1名、県外2名の新規就農希望者から相談がございました。

議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する説明は以上になります。

○議長

只今、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

———（発言者なし）———

○議長

よろしいですか。ございませんか。

無いようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第４号は承認と決しました。

続きまして、報告事項を事務局よりお願いいたします。

○事務局長

報告事項となります。

総会議案１４ページをお願いいたします。

農地法第３条の３第１項の規定による相続に関する届出が４件、総会議案１５から１６ページをお願いいたします。

農地法第４条第１項第７号の規定による届出が３件、そして総会議案１７ページをお願いいたします。

農地法第５条第１項第６号の規定による届出が５件、総会議案１８ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知は１件、総会議案１９ページをお願いいたします。農地法施行規則第２９条第１３項に関する農地法制限除外の届出が１件。

総会議案２０ページをお願いします。地目変更登記に係る法務局からの意見照会が２件となっております。

以上、報告いたします。

○議長

本日、提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和６年度第１回農業委員会総会を閉会いたします。